

# 在職定時改定の導入について

## 【現行制度】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している(いわゆる退職改定)。

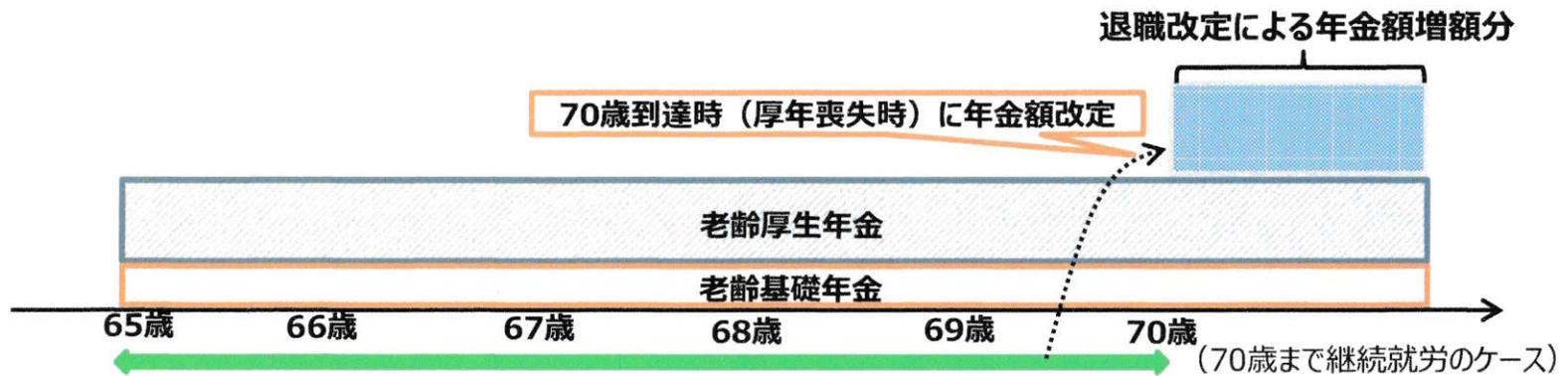
## 【見直しの意義】

- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

## 【見直しの方向】

- 65歳以上の者については、在職中であっても、年金額の改定を定時(毎年1回)に行うことを検討。

### 【現行】



### 【見直し案】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合  
⇒ +13,000円程度/年 (+1,100円程度/月)

